

| | |
|-------------------|------|
| 社保審－介護給付費分科会 | |
| 第 127 回 (H28.2.3) | 資料 3 |

| | |
|----------------------|--------|
| 介護給付費分科会－介護事業経営調査委員会 | |
| 第 16 回 (H28.1.25) | 資料 3 改 |

消費税負担に関する関係団体ヒアリング・実施要領について（案）

1. 趣旨

平成 29 年 4 月に予定されている消費税率引上げに伴い、介護保険サービスに関する消費税の取扱い等について検討を行うため、介護事業経営調査委員会において、関係団体等に対して、消費税負担の現状等についてヒアリングを実施する。

2. ヒアリング項目

- 消費税率 8%へ引上げ時の対応の評価及び消費税率 10%へ引上げへの対応に関する意見

※ ヒアリングは、介護保険事業に係る控除対象外消費税負担の現状等について実施するものであり、介護事業経営や介護報酬全般についてヒアリングを実施するものではない。

3. ヒアリングの実施方法

- ・ 事前に各団体から提出された意見陳述要旨を資料配付し、これに沿ってヒアリングを行う。
- ・ 意見陳述は書面のみでも可とし、書面提出のみの団体については、当日配付資料に含め事務局から紹介する。
- ・ 各団体からの意見陳述がひとつおわり終了した後、必要に応じて委員から陳述内容に関して質問を行う。（ただし、意見陳述内容についての議論は行わない。）
- ・ ヒアリングの結果は介護給付費分科会に報告する。また、希望により介護給付費分科会委員の立ち会いもできることとする。

4. 実施団体

ヒアリングの実施に係る事前の照会に対して、意見有りとは回答した団体よりヒアリングを実施する。事前の照会については、別紙の団体に対して行うこととする。

(別紙)

- ・ 全国老人福祉施設協議会 (●)
- ・ 全国社会福祉法人経営者協議会
- ・ 全国老人保健施設協会 (●)
- ・ 日本慢性期医療協会 (●)
- ・ 民間介護事業推進委員会 (●)
- ・ 全国特定施設事業者協議会 (●)
- ・ 日本認知症グループホーム協会 (●)
- ・ 全国訪問看護事業協会
- ・ 日本福祉用具供給協会
- ・ 全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会
- ・ 日本医師会 (●)
- ・ 日本歯科医師会 (○)
- ・ 日本薬剤師会
- ・ 日本介護福祉士会
- ・ 日本看護協会 (○)
- ・ 日本介護支援専門員協会
- ・ 全国知事会
- ・ 全国市長会
- ・ 全国町村会
- ・ 全国健康保険協会 (○)
- ・ 国民健康保険中央会
- ・ 健康保険組合連合会 (○)
- ・ 日本経済団体連合会
- ・ 日本労働組合総連合会
- ・ 日本商工会議所
- ・ 全国老人クラブ連合会
- ・ 高齢社会をよくする女性の会
- ・ 認知症の人と家族の会

※ ●印は前回（消費税5%→8%時）、ヒアリングを実施した団体
○印は前回、書面提出のあった団体
無印は前回、意見なしと回答のあった団体及び今回新たに事前照会する団体